

平成27年4月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年4月20日（月） 午前10時00分～午前10時56分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 廣部 孝徳

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 阪本 和也 放課後こども課長 西本 岳史

中央公民館長 加藤 久隆 教育センター長 吉川 弘美

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第20号 平成27年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

【説明要旨】

○事務局 「平成27年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」につきまして、御説明申し上げます。

守口の中学生のためにどんな教科書を採択するか、しっかり視点を持つ必要があると考えます。その視点は、（1）「学力向上につながる教科書」、（2）「活用型学力を重視した教科書」、（3）「言語活動を充実した教科書」、（4）「ICTを主体的、積極的に活用できる教科書」、（5）「9年間の一貫した学びのつながりを図れる教科書」の

5点でございます。この五つの視点は、学習指導要領の内容と守口の子どもの学力における課題から決めました。そこで、守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、守口市教科用図書選定委員会に教科用図書の調査・研究を求める諮問案を提出いたします。学習指導要領に示す各教科等の目標、内容、下記の視点及び本市生徒の実態や地域性等も十分に考慮し、平成28年度守口市立中学校において使用するのにふさわしい教科用図書に関する意見について。

守口の教科書採択における基本的な五つの視点

- (1) 「学力向上につながる教科書」、学習意欲を高める工夫や、知識・技能の定着を図るための工夫がある。
- (2) 「活用型学力を重視した教科書」、身近な生活の中から学習の課題を設定するなど、思考力・判断力・表現力を育むための工夫がある。
- (3) 「言語活動を充実した教科書」、書くこと、話し合うことなど子どもが主体的に考えたり表現したりする工夫がある。
- (4) 「ICTを主体的、積極的に活用できる教科書」、考えたり発表する場面でのICTを活用した例示、デジタル化した資料の添付、デジタルコンテンツの活用等ICT活用の工夫がある。
- (5) 「9年間の一貫した学びのつながりを図れる教科書」、小中のつながりを意識して、9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。

なお、留意事項を4点挙げます。

- 1、教科用図書の選定に当たっては適正かつ公正に努める。
 - 2、種目ごとに全ての発行者の教科用図書を綿密に調査・研究する。
 - 3、調査・研究に当たっては、大阪府教育委員会が別に提示する種目ごとの中学校教科用図書選定資料を活用する。
 - 4、選定委員会は、調査のための観点を設け、適切な調査資料を作成するとともに教科用図書における意見を平成27年7月中旬までに提出する
- 以上、4点を確認させていただきたいと考えております。

なお、別紙参考資料「平成28年度使用教科書の採択及び採択事務の処理について」が大阪府教育委員会を通して文部科学省から来ておりますので、通知の内容に関して御参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

【審議状況】

○原案通り可決。

議案第21号 守口市社会教育委員の解職並びに委嘱について

【説明要旨】

○事務局 議案第21号「守口市社会教育委員の解職並びに委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。

社会教育委員の委嘱につきましては、平成27年2月24日に開催いたしました教育委員会定例会で承認をいただいたところですが、委員構成の学校教育関係者2名のうち、1名は市内中学校長に委嘱をしておりましたが、平成27年4月の校長会で新たな社会教育委員の推薦がございました。そのことから、社会教育法第15条及び守口市社会教育委員設置条例の規定に基づきまして、委嘱するための議案として上程させていただいております。

今回委嘱しようとする委員は、別紙候補者名簿のとおりで、任期は前任者の残任期間の平成29年2月28日まででございます。社会教育委員ですが、社会教育法で都道府県及び市町村に置くことができるとしており、職務といたしましては、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ研究・調査を行い意見を述べるなどのほか、社会教育関係団体の運営経費の補助金の内容を審査していただくものでございます。

なお、委員報酬につきましては、市内中学校長の職に就いておりますことから無報酬でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○原案通り可決。

議案第22号 守口市社会教育委員会議への諮問について

【説明要旨】

○事務局　それでは議案第22号「守口市社会教育委員会議への諮問について」につきまして、御説明申し上げます。

社会教育関係施設のうち公民館につきましては、市民の生涯学習に対するニーズが多種多様化しており、現行の社会教育施設ではこれらのニーズを充足させることは難しい状況にあります。さらに、施設等の老朽化が進み、耐震化の課題も残っております。

また、地区体育館につきましても、市民の健康志向の高まりから今後も多くの利用が続く傾向があると思われませんが、施設等の老朽化が進み、耐震化も未実施の状況でございます。

市教育委員会では、施設の役割りを改めて検証しながら、社会教育関係施設の更新を行う際の方向性を示すために、本市社会教育委員会議の建議に沿って、平成25年3月に「社会教育関係施設更新の基本方針」を策定したところでございます。

基本方針の中で、公民館と地区体育館は「施設等の老朽化が激しいことから、新たな総合型施設の整備にあわせて廃止する」としています。

その後、市では平成26年3月に「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を策定し、その中で地域コミュニティ拠点施設の基本的な役割や必要と想定される機能等が示されており、その後、平成27年2月27日開催の守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議では議論の到達点として、「地域コミュニティ拠点施設の3館整備時には、（仮称）地区コミュニティセンターとして活用する公民館を5館、地区体育館を6館とし、市民の社会教育の振興を図る」としております。

そこで市教育委員会は、市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点についての意見を踏まえ、公民館と地区体育館が、「市民の社会教育の振興」と「少子高齢化という新たな時代に対応できる社会教育について」といった課題に、今後どうあるべきかなどの意見を求めるため、社会教育委員会議に諮問しようとするものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員　諮問から大体、答申を得るまでの日程と、主な活動について説明願いたいと思います。

○事務局 本日の教育委員会定例会でこの諮問に対する承認がいただけた後のスケジュールですが、来月5月に開催いたします社会教育委員会議に諮問をいたします。その後、4回ほど社会教育委員会議を開催した後、本年の10月頃に答申をいただく予定をしております。その答申後、10月に開催予定の教育委員会定例会の場で、また御報告をさせていただいて承認を受けた後、公民館の今後の在り方といったものを市長部局のほうにお返しをするといった流れを考えております。

○委員 現在社会教育施設として取り組んできていることをそのまま、出来るだけ担保しながらコミュニティセンターのほうに機能を移していく考えという、理解でよろしいですか。

○事務局 現在、公民館では各種教室、講座などを開催しております。また、公民館の中で多種多様なサークルが活動しております。少なくとも教室や講座、そういったサークル数もかなりの数がございますので、引き続き社会教育活動をする上で活動ができる場の確保がまず必要となってくるかと思えます。

また、公民館を取り巻く公民館地区運営委員会といった組織もございます。この組織も今後コミュニティセンターに移行した場合、どういった形で残していったいただけるのか。そういったものを含めまして、今回社会教育委員に御意見を聞いた後、市長部局に返していきたいと考えております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第23号 平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第23号「平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用について」につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度全国学力・学習状況調査につきましては、本市立学校に在籍する児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、それらを目的として平成26年12月教育委員会定例会において参加を御決定いただき、明日の4月21日には本市立全小中学校において実施させていただきます。

その目的を達成するため、本調査結果の活用につきましては、市教育委員会、学校においては多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。また、各学校においては調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。市教育委員会においては、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取り組みを進めることとしておりました。

しかしながら、大阪府立高等学校入学者選抜における調査書の中学3年生の評定につきましては、「府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、昨年度の中学校2年生が参加した平成26年度チャレンジテストの検証をもとに、府全体の評定の平均のみを定める」、「各中学校は、平成27年度全国学力・学習状況調査の平均正答率を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて評定平均の目安を算出し、その目安のプラスマイナス0.3ポイントの評定平均の範囲内で調査書の評定を確定すること」と、平成27年4月10日大阪府教育委員会において決定されました。

なお、この基準につきましては、府内全ての高等学校設置市教育委員会においても適用することが決定されたと府教育委員会から4月17日付で通知がございました。

つきましては、本市としましては本調査への参加目的に変更はございませんが、大阪府立高等学校入学者選抜におきましては、本市立中学校に在籍する生徒も対象でございますことから、これまでに行ってまいりました本調査結果の活用に加え、府の入試制度に従い、調査書の評定にも活用してまいりたいと考えております。

なお、指導要録における評定につきましては、これまでと同様、日々の授業における生徒の学習状況を十分把握し学校が適切な評価を行えるよう、今後も市教育委員会としても支援してまいりたいと考えております。

まことに簡単な説明ではございますが、平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用につきましてよろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 本年度の4月10日の府教育委員会で決定され、4月21日から実施とありますが、私どもがこれを聞かせてもらうのは今回が初めてで、ゆっくり考えて、いろんな意見等を述べさせてもらう時間がもう少し欲しかったような気がしますが、それほど慌ただ

しい時期にしなくてはならないということになりましたのは何か理由があるのでしょうか。

○事務局 このたびの調査書の評定への全国学力・学習状況調査結果の活用につきましては、市町村教育委員会としまして、4月9日の課長会で初めて説明があり、翌日の4月10日に府教育委員会で決定されました。その後、本市としても改めて正式に情報提供をいただきましたので、この時期となりました。

委員がおっしゃるように、本来は事前にいろいろな各市町村の意見等も反映しながら、ということになるべきものであるとは思いますが、今回の決定につきましてはそのような経緯で決定がなされております。

○委員 本市においては前回、調査結果をどのように活用するかについて論議をしたときには、入試の資料として使おうというような話まで踏み込んだことはなかったわけですが、とにかく府教育委員会がそういう動きをするということには合わせざるを得ない部分があるかと思えます。

ただ、学校現場あるいは、生徒はもちろんのこと関係の保護者の方々についても、性急であるという印象を拭えない部分があるかと思えます。その周知、理解を求めるということについては、府教育委員会がすべきだという考え方もあるかと思えます。けれども直接関係をする守口市の教育委員会として、中学校の生徒、関係の先生方、関係の保護者の方々に遺漏のないようにきちんと周知し、理解をしていただいた上で、入試選抜が滞りなく進むようにということで、やはり時間的に急かされている部分がございますけれども、子供たちが迷惑を受けることのないように、できるだけ配慮していただきますようお願いをしたいと思います。

○事務局 現時点におきましては、府教育委員会から情報提供がございました後、速やかに校長会にて直接、学校長のほうに説明をさせていただきます。各学校においては学校長から、資料をもとに教職員に説明がなされているところでございます。

なお、生徒、保護者につきましても、府教育委員会作成の資料を、現在配らせていただいているところでございます。今後、生徒、保護者の混乱を避けるためには、まずは各学校の教職員が十分この制度、ルールを理解して対応していくことが必要になるかと思えます。また、府教育委員会からの説明も今後予定されてはおりますが、府教育委員会から市教育委員会に情報提供がなされたものにつきましては、速やかに学校と情報を共有しながら、混乱が起きないように対応を進めてまいりたいと考えております。

○委員 次回の全国学力・学習状況調査の教科は何ですか。

○事務局 教科につきましては、国語・数学・理科の3教科となっております。

国語・数学につきましては、主に知識、理解を問うA問題、そして活用を問うB問題ということで、国語・数学につきましては、それぞれA B区分がございます。理科については一つの区分別のない実施となっております。

○委員 3教科で行われるということで、府の入試制度において、府の全体の評定平均が3.22と出たということですね。しかしながら、教科3教科だけで9教科の3.22を決めるということは、これは統計学的に見て本当にそれが正しいのでしょうか。府教育委員会に確かめていただきたいのですが、3教科で全教科の評定の平均値をとるということで、これが統計学的に本当に正しいのかどうか、ということが1点です。

また、今まで守口市や他市等でもハンディキャップを持った子どもたちも出来るだけ参加をする、ということで実施されてきた経過があるわけですが、このことによって学校の評定を上げるために、一部分の子どもたちが参加できないような状況が続くと、これは教育の本質から非常に外れてくるというふうに思いますので、この辺もどのように担保していくのか、府教育委員会と調整をしていっていただきたいというふうに思います。

○事務局 1点目の府の全体の評定平均3.22が妥当であるのかということにつきましては、府教育委員会のほうにも問い合わせをしております。府教育委員会の回答によりますと、実際にサンプルを抽出したものにつきましては、府の統計局とも検討しながら選び、統計学上は問題がないと考えているといただいております。

2点目のハンディキャップを持つ子どもも参加してやってきたということに関しましては、これは人権的なこともありますし、大阪の教育の根本にも関わることでありますので、そういうようなことが起こらないように市教育委員会としてもしっかりと指導してまいりたいと考えております。

○委員 今回のことは、調査書に記載する評定の絶対評価で行いますということですので、かなり進路に関わることでありますから重要なことであると思います。したがって、当然現場が混乱しないように教職員への周知、理解の徹底は当然のことですが、特に保護者や生徒へのわかる説明を具体的にお願いしたいと思います。例えば、このペーパーがありますので、これを読んでおいてくださいではわからないと思いますので、ぜひ独自の具体的な方法で各中学校におかれまして、特に生徒、保護者への十分な説明をお願い

したいと思います。

○上記の質疑の後、原案通り可決。